

令和4年4月12日

保護者様

愛知県立半田商業高等学校長
林 正也

生徒用タブレット端末活用について（お願い）

日ごろから本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、GIGAスクール構想の実現に向けて、文部科学省は「小学校、中学校段階のみならず、高等学校においてもICT環境整備が急務と考えており、多様な実態を踏まえつつ高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の家庭への持ち帰りを可能とすることが望まれる」としています。これを受け、昨年度、愛知県教育委員会より、本校生徒1人1台のタブレット端末が整備されました。

タブレット端末を活用した新しい学びを実現するためには、学校だけではなく、家庭で御理解、御協力が必要です。このタブレット端末につきましては、県有物品の貸与（卒業時に要返却）であり、破損、紛失、盗難の際には修理費用等のご負担が生じる場合もございます。その他にも情報モラル面や健康面についても心配な部分もございます。ただ、これからの時代を生きていく生徒には、情報端末を使いこなすことは必要不可欠な能力です。学校におきましても指導をすすめてまいりますので、家庭におかれましても経済的な御負担をはじめ御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 県から貸与されるタブレット端末及び周辺機器（卒業時にすべて返却していただきます）

- ・ タブレット端末 Microsoft Surface Go 2
- ・ ACアダプタ
- ・ タイプカバー（キーボード）
- ・ Surface ペン

2 配布予定日

令和4年4月25日（月）～4月28日（木）

※ クラスごとに、利用上の注意事項の説明及びログイン・動作確認等を実施し、配布します。

3 経済的なご負担をかける主なもの

- (1) タブレット端末を充電するための電気代
- (2) ご家庭でインターネットに接続する（Wi-Fi接続）する際の通信料
- (3) タブレット端末を活用する際の周辺機器

ア 早急に購入をお願いしたい物品

・ インナーケース（家庭へ持ち帰る際や、移動教室時等に利用します）

※ Microsoft Surface Go 2 専用のケースである必要はありません。次の推奨要件を満たすものであれば汎用的なもので結構です。（予想売価：1,500～3,000円程度）

推奨要件 ア 10.5インチタブレットが収納可能なポーチ型

イ 撥水効果があること

ウ 緩衝効果があること

※ 他校の例ですと、登下校時の衝撃による破損が多発しておりますので、タブレット配布時までに購入をいただくようお願いいたします。

イ 必要に応じて購入をお願いしたい物品

- ・USB-Type C からの変換アダプタ (ハブ)
- ・キーボード、マウス
- ・USB メモリ
- ・イヤホンマイク

4 損害賠償責任保険

生徒本人の過失による破損、紛失、盗難等につきまして、今回県から貸与されるタブレット端末について、現在、全校生徒を対象として本校が加入している保険では、対象外となり補償されません。入学時に任意加入でご紹介させていただきました「愛知県公立高等学校PTA連合会高校生総合保障制度（緑色の封筒内）」であれば、一定の用件はございますが保障（時価）の対象となります。

保険につきましては御家庭ごとの任意加入となりますので、必要に応じてご検討ください。

〈 参考 〉

愛知県公立高等学校PTA連合会高校生総合保障制度 令和4年4月加入 (卒業まで3年間保障) 時の
保険料 (3年分の掛金 一括払いの場合)

令和4年度 (第1学年) 4月加入 基本プラン (Q4X) ¥ 7,200 ~ 基本プラン (N1X) ¥38,060

※ 入学年度、プランにより保障内容が異なります。どのプランにおいてもタブレット端末につきましては「個人賠償責任」の「受託品賠償特約」による保障となります。

※ 保険問合せ先 株式会社 岡崎事務所 電話 0800-200-2258

5 その他

今回のタブレット端末の活用をきっかけに御家庭でもスマートフォン含めた情報端末の利用につきまして、ぜひとも、「話し合い」の機会を作ってください。その際に、別紙「ご家庭で気を付けていただきたいこと」をご活用ください。

担 当 教 頭 森 尚 久 ・ 家 子 利 幸
電 話 0 5 6 9 - 2 1 - 0 2 5 1

タブレットを使うときの5つの約束

□ タブレットを使うときは姿勢よく

- ・タブレットを見るときは、目を**30cm以上**、離しましょう。



□ 30分に1回はタブレットから目を離す

- ・30分に1回はタブレットの画面から目を離して、**20秒以上**、遠くを見ましょう。



□ 寝る前にはタブレットは使わない

- ・ぐっすり寝るために、**寝る1時間前**からはデジタル機器の利用は控えましょう。



□ 自分の目を大切にする

- ・時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしましょう。



□ ルールを守って使う

- ・分使ったら1回中断する、学校のタブレットは学習に関係のないことに使わないなど、学校や家庭のルールを守って使いましょう。

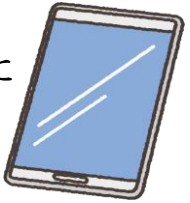


- 1人1台端末の時代となりました -

ご家庭で気をつけていただきたいこと①

□ 端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、本人の習慣として身につけられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢のお子さまの場合などは、保護者の方にも気にかけていただけると効果的です。



注意点！



① 目を、画面から30cm以上、離して使う

☞ そのためには、良い姿勢を保つことが重要です。お子さまの成長に応じて、机と椅子の高さを正しく合わせることも必要です。

② 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る

③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する

☞ 一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げます。

☞ 画面の反射や画面への映り込みを防止するために、画面の角度も調整します。

※ ①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

ご家庭で気をつけていただきたいこと②

□ 端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのように使うか、お子様と話し合うことが大切です。



<最低限、守っていただきたいこと>

- ・ 少なくとも、寝る1時間前からは、デジタル機器の利用を控えるようにします。

☞睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなります。

- ・ 学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使いません。

健康面に気をつけて使う場合でも、デジタル機器を使う時間があまりに長くなると、人と人とのリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動などの時間も、少なくなってしまうます。

成長期のお子様のバランスの良い発達の観点からも、（使い方にもよるため、一概に何時間までならOKということはいえませんが）、お子様がさまざまな経験や活動ができるよう、ご家庭でもデジタル機器全般の使い方について、この機会にお考えください。

□ 端末の安全な利用について

お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするなど、適切な指導が必要です。

☞フィルタリングは、お子様にとって不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネットでのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

ご家庭で用意するデジタル機器に、携帯電話会社などが提供するフィルタリングサービスを活用することについてもご検討ください。

※端末の利用時間等のルール及び安全な利用については、保護者向けリーフレット「保護者が知っておきたい4つのポイント」もご参照ください。

